

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年５月２７日法律第５６号）附則第１１条第１項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和５年１１月３０日

富山市長 藤井 裕久

## 記

### １．協議の場を設けた区域の範囲

大沢野地域 大久保地区

### ２．協議の結果を取りまとめた年月日

令和５年１１月２８日

### ３．当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数	１６経営体
・認定農業者数	１６経営体 (うち法人 ８経営体)
・認定新規就農者	０経営体
・集落営農（任意組織）、その他法人	０経営体
・準担い手	０経営体

### ４．地域農業の将来のあり方

主穀作経営に大豆や野菜などの作物を導入し、生産調整への対応を強化するとともに、経営の安定化を図る。

直売や農産物加工による差別化や付加価値の付与により、収益性の向上を図りながら、所得の増大を目指す。

水稲については、適正な栽培管理により、品質の向上に努める。また、有機栽培米や特別栽培米への取り組みを継続、拡充し、消費者の求める安全・安心な米作りへの取り組みを推進する。

意欲ある新規就農者を積極的に発掘し、地域の中心的な経営体となり得るよう、地域全体でその育成に努める。

### ５．農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手は原則として農地中間管理機構を活用する。